

【7】 コーサンビーとチャンナ比丘

[0] チャンナ (Channa、漢訳；闍陀) は悪比丘であったようで、釈尊入滅の年に行われた第1次結集において、その時コーサンビーに住していたチャンナに対して梵壇罰 (brahma-daṇḍa) が処されようとしたことはよく知られている。これは釈尊が入滅されようとするときの遺言に基づいて行われたものであるが、釈尊がコーサンビーにおいて制定された律条には彼が制戒因縁に登場するものが数多くあり、したがってチャンナはコーサンビーの仏教において存在感を示す人物ということが出来る。そこでコーサンビーにおけるチャンナの資料を調査してみたい。

[1] 以下にはまず、チャンナが制戒因縁になっている資料を調査し、これに対応する律蔵がどうなっているかを諸律比較表の形にして紹介する。多くの資料において対応するが、中にはチャンナとしないものも含まれる。

表は、戒条名・律蔵名・条数・釈尊の在処をコーサンビーとするもの・戒制定の因縁の人物をチャンナとするもの・釈尊の在処をコーサンビー以外とするもの、戒制定の因縁の人物をチャンナ以外のものとするものの順に掲げる。

なお、釈尊の在処をコーサンビーとするもの・戒制定の因縁の人物をチャンナとするものはその該当する欄に○を記入し、釈尊の在処をコーサンビー以外とするもの、戒制定の因縁の人物をチャンナ以外のものとするものについては在処と人物名を記入する。

また「経分別」部分については戒の種類と条数を記したが、「犍度」部分については該当のページ数を記入した。律蔵名の上がない部分は相応するものがない場合である。

なお、戒の名称は平川彰氏『二百五十戒の研究』に使われているものに依った。

戒条名	律蔵名	条数	コーサンビー	チャンナ	地名	人名
有主作精舎戒	パーリ	僧残 07	○	○		
	四分	僧残 07	○	○		
	五分	僧残 07	○	○		
	十誦	僧残 07	○	○		
	僧祇	僧残 07	○	○		
	根本有	僧残 07	○	○		
悪性拒僧違諫戒	パーリ	僧残 12	○	○		
	四分	僧残 13	○	○		
	五分	僧残 12	○	○		
	十誦	僧残 13	○	○		
	僧祇	僧残 12	○	○		
	根本有	僧残 13	○	○		

コーサンピーの仏教

異語惱他戒	パーリ	波逸 12	○	○		
	四分	波逸 12	○	○		
	五分	波逸 12			舎衛城	六群比丘
	十誦	波逸 13	○	○		
	僧祇	波逸 12	○	○		
	根本有	波逸 13	○	○		
覆屋過限戒	パーリ	波逸 19	○	○		
	四分	波逸 20	○	○		
	五分	波逸 19	○	○		
	十誦	波逸 20	○	○		
	僧祇	波逸 20	○	○		
	根本有	波逸 20	○	○		
用虫水戒	パーリ	波逸 20			アラーヴァー	諸比丘
	四分	波逸 19	○	○		
	五分	波逸 20	○	○		
	十誦	波逸 19	○	○		
	僧祇	波逸 19			曠野精舎	營事比丘
	根本有	波逸 19	○	○		
不受諫戒	パーリ	波逸 54	○	○		
	四分	波逸 54	○	○		
	五分	波逸 58			舎衛城	六群比丘
	十誦	波逸 78	○	○		
	僧祇	波逸 77	○	○		
	根本有				王舎城	雑色、象師子
飲虫水戒	パーリ	波逸 62			舎衛城	六群比丘
	四分	波逸 62			舎衛城	六群比丘
	十誦	波逸 41	○	○		
	僧祇	波逸 51			舎衛城	南方波羅脂国 二比丘
	根本有	波逸 41	○	○		

コーサンピーの仏教

拒勸学戒	パーリ	波逸 71	○	○		
	四分	波逸 71	○	○		
	五分	波逸 63			舎衛城	六群比丘
	十誦	波逸 75			舎衛城	跋提比丘と 儵蘭難陀比丘尼
	僧祇	波逸 75	○	○		
	根本有	波逸 75			王舎城	朱荼半託迦
毀毘尼戒	パーリ	波逸 72			舎衛城	六群比丘
	四分	波逸 72			舎衛城	六群比丘
	五分	波逸 10			舎衛城	六群比丘
	十誦	波逸 10	○	○		
	僧祇	波逸 10			舎衛城	六群比丘
	根本有	波逸 10			舎衛城	六群比丘
過量牀足戒	パーリ	波逸 87			舎衛城	ウパナンダ
	四分	波逸 84			舎衛城	迦留陀夷
	五分	波逸 85			舎衛城	跋難陀
	十誦	波逸 85	○	○		
	僧祇	波逸 84			舎衛城	難陀・優波難陀
	根本有	波逸 85			舎衛城	苾芻
隨順擯比丘戒	パーリ	尼・波羅夷 07			舎衛城	元鷹師アリッタ比丘と トゥツラナンダー比丘尼
	四分	尼・波羅夷 08	○	○		
	五分	尼・波羅夷 07		○と姉比丘尼優蹉	?	
	十誦	尼・波羅夷 08	○			迦留羅提舎比丘と 7 姉妹比丘尼
	僧祇	尼・波羅夷 08	○	○		
	根本有	尼・波羅夷 08			舎衛城	根本苾芻と 吐羅難陀尼

羯磨捷度	パーリ	vol. II p.021	○	○		
	四分	大正 22 p.894 上	○	○		
	十誦	大正 23 p.225 中	○	○		
滅諍捷度	四分	大正 22 p.915 下	○	○		

以上がチャンナに関する律蔵資料である。チャンナが制戒因縁となっているもののほとんどが仏在処をコーサンビーとし、コーサンビーを説処としない律条の制戒因縁はチャンナ以外とすることからも、いかにチャンナがコーサンビーと因縁が深いかが分かる。

[2] それでは制戒の因縁をチャンナ以外のものとし、釈尊がコーサンビーにおられる場合があるかどうかということ进行调查してみよう。

これには次のようなものがある。律条と制戒因縁となった比丘の名前を記す。なお上記の表と重複するものは省く。ただし比丘尼戒にはチャンナが登場しないのは当然であるとすれば、比丘尼律は省いてよいであろうし、この中にはサーガタの飲酒戒も含まれるから、これらの前には*を付した。

十誦律「尼薩耆 011」(大正 23 p.047 下) ; コーサンビー比丘

五分律「捨墮 022」(大正 22 p.035 上) ; 跋耆子の諸比丘

五分律「捨墮 023」(大正 22 p.035 上) ; 跋耆の諸比丘

五分律「捨墮 024」(大正 22 p.035 中) ; 跋耆の諸比丘

五分律「捨墮 025」(大正 22 p.035 下) ; 跋耆の比丘

僧祇律「単提 017」(大正 22 p.344 上) ; 六群比丘

* *Vinaya Pācittiya 051* (vol.IV p.108) ; サーガタ

* 四分律「単提 051」(大正 22 p.671 中) ; 娑伽陀

* 五分律「墮 057」(大正 22 p.059 下) ; 娑伽陀

* 僧祇律「単提 066」(大正 22 p.386 下) ; 善来比丘

Vinaya Sekhiya 051 (vol.IV p.197) ; 比丘ら

十誦律「滅諍 007」(大正 23 p.147 上) ; 俱舍弥国の比丘尼たち

* 四分律「(比丘尼) 僧残 017」(大正 22 p.726 下) ; 黒比丘尼

* 四分律「(比丘尼) 単提 089」(大正 22 p.744 上) ; 迦羅比丘尼

* 十誦律「(比丘尼) 波夜提 153」(大正 23 p.340 上) ; 迦留羅提舍比丘の 7 人の姉妹比丘尼

* 四分律「(比丘尼) 単提 146」(大正 22 p.767 中) ; 迦羅比丘尼

四分律「受戒捷度」(大正 22 p.810 上) ; 比丘たち

四分律「安居捷度」(大正 22 p.835 上) ; 跋難陀釈子

四分律「皮革鍵度」(大正 22 p.847 中) ; 六群比丘

四分律「雑鍵度」(大正 22 p.953 下) ; 六群比丘

四分律「雑鍵度」(大正 22 p.961 上) ; 跋難陀釈子

四分律「房舎鍵度」(大正 22 p.942 下) ; 六群比丘

四分律「房舎鍵度」(大正 22 p.944 中) ; 跋難陀

十誦律「雑法」(大正 23 p.295 上) ; 迦留羅提舎比丘の 7 人の姉妹比丘尼

このように、釈尊がコーサンビーにおられて、チャンナ以外のコーサンビー在住の比丘が制戒の因縁になっている規定はあまり多くないということが分かる。コーサンビーの比丘の中では律蔵においてはチャンナが特別の存在であり、しかもあまり行跡のよくない比丘であったことは明らかである。

[3] おそらく上記のようにチャンナには目に余る不行跡があったので、釈尊は遺言のような形で、チャンナを梵壇に処せと命じられたのであろう。その時の様子を A 文献は次のように伝える。

- 〈1〉「阿難よ、私の死後、チャンナ比丘に梵壇をなしなさい」。「世尊よ、梵壇とはどのようにするのでしょうか」。「阿難よ、チャンナ比丘は欲すれば語ってよいけれども、しかしながら彼は比丘らによっては話しかけられるべきではないし、訓戒されるべきではないし、教誡されるべきではない (Channo bhikkhu yaṃ iccheyya taṃ vadeyya, so bhikkhūhi n' eva vattabbo na ovaditabbo na anusāsitabbo)」。*DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.154)
- 〈2〉阿難は仏に言った。「闍怒比丘は奴隷従者のようで自用しています。仏が滅度された後これをどのようにすべきでしょうか」と。仏は言われた。「私の滅度の後に、もし闍怒が威儀に従わず、教誡を受けなければ、梵壇罰を行いなさい。諸比丘は共に語ってはいけないし、往返・教授してはならない」と。『長阿含』02「遊行経」(大正 01 p.026 上)
- 〈3〉阿難は仏に言った。「梅檀という比丘があって、大変怒りっぽくて争いばかりしています、世尊の泥洹された後どういたしましょうか」と。仏は答えられた。「私が般泥洹したら、あなた方は共に語ってはならない、話しかけてはならない。そうすれば梅檀比丘は比丘と争うことを慚愧するであろう」と。白法祖訳「仏般泥洹経」(大正 01 p.168 下)
- 〈4〉阿難が仏に言った。「恠比丘はたいへん粗暴で争いばかりしています。仏が泥洹された後どういたしましょうか」と。仏は答えられた。「私が泥洹したら、恠比丘には梵壇罰をなしなさい。皆は黙っていて、共に語ってはならない。そうすれば彼は慚愧するであろう」と。失訳『般泥洹経』(大正 01 p.184 中)
- 〈5〉如来は阿難に命じられた。「車匿比丘に重罰を与えなさい」と。阿難は「どのように与えるのでしょうか」と尋ねた。「重罰を与えるというのは、一切比丘は共に語ってはならない」と答えられた。法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.204 下)
- 〈6〉阿難は車那比丘をどうすればよいのでしょうかと尋ねた。世尊は、「梵法をもってこれを罰しなさい」と答えられた。阿難は「梵法というのはどのように罰することで

しょうか」と尋ねた。世尊は「車匿比丘とともに語ってはならない。善と言ってもならないし、悪と言ってもならない、そうすればこの比丘から語りかけるということはないであろう」と答えられた。阿難は「もしそうできなければ重い罪を犯すことになるのでしょうか」と質問した。世尊は「共に語らないというのは梵法の罰で、これでもって改まらなければ、衆のなかに連れてきてみんなで糾弾し、共に説戒してはならないし、共に法会に従事してはならない」と答えられた。『増一阿含』042-003（大正02 p.751下）

そしてこのような遺言に基づいて滅後に催された第一結集では、これが執行された。その様子をA文献は次のように記している。整理番号は先に続ける。

- 〈7〉阿難は釈尊が般涅槃されるときに「チャンナ比丘に梵壇を与えよ」と言われたことを紹介した。そこで摩訶迦葉は阿難に梵壇をなすことを命じた。チャンナは粗暴であるということで、比丘衆500人とコーサンビーに行った。チャンナは後悔し阿羅漢となったので梵壇は中止された。Vinaya「五百犍度」(vol.II p.284)
- 〈8〉そのとき拘舎弥に闍陀比丘があり衆僧を悩まし、不和合が生じていたので、一人の比丘が安居を終わって迦葉のところに行ってこれを報告した。迦葉は阿難に「拘舎弥に行って仏の言葉、サンガの言葉として梵壇法をなしてこれを罰せよ」と言った。阿難はこれを受けて、500人の比丘といっしょに闍陀のところに行った。闍陀は出迎え、使いの趣を聞いて、梵壇法とは何かと質問した。一切の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷はあなたがやって来ても言葉を交わさないことであると聞いて卒倒したが、阿難の説法を聞いて法眼淨を生じた。『五分律』「五百集法」（大正22 p.192上）

[4] 以上のようにチャンナはコーサンビーにおいて特異な存在であったと認めざるを得ないが、上記資料をもとに若干の考察を加えてみよう。

[4-1] まず上記資料からは、次のようなことが推測される。

- (1) チャンナはコーサンビーを主な活動地としていて数多くの不行跡をなし、それが律条制定の因縁となったこと。
- (2) その不行跡が、釈尊の最晩年において「釈尊のサンガ」の癌のようになっていたこと。
- (3) おそらくその不行跡は、サンガを追放すれば解決するという性質のものではなく、梵壇罰が与えられた経過とその内容からは、ある意味では提婆達多の行動を想像させるようなものであったということ。

[4-2] ところでここに登場するチャンナとはどういう人物であったのであろうか⁽¹⁾。まず思いつくのは釈尊が出家するときに従者であったとされるチャンナである。Thag.-A. (vol. I p.166) は、

浄飯王の家の奴隷女 (Suddhodana-mahārājassa gehe dāsī) の腹の中に生まれたのでチャンナ（「覆われた」という意）という名前がついた。菩薩と共に生まれ (sahajāto)、師の親族・同族であって (nāti-samāgame)、信を得て出家し、「我らが仏 (amhākaṃ buddho)、我らが法 (amhākaṃ dhammo)」と我執を生じて、愛執を断ち切ることが

できず、法に帰依しないで、師が般涅槃される時に師によって命じられた方法である梵壇によって叱られたので、恐れを生じて愛執を断ち、観を確立して間もなく阿羅漢果に達した。

として、梵壇にかけられたチャンナはそのチャンナであったという解釈を示している。

また *Dhammapadam*-A. (vol. II p.110, Burlingame 訳 vol. II p.166) では、チャンナは「釈尊と一緒に出家した (*ahaṃ amhākaṃ ayyaputtena saddhiṃ mahābhikkhamaṇaṃ nikkhanto*)」として、舍利弗・目連さえも無視するような態度を取ったので、それが梵壇に繋がったとしている。確かにチャンナが上記資料のような横暴な振る舞いを演じられた背景には、釈尊と同じ家の中で共に育ち、釈尊は我らが同胞という思いがあり、しかも釈尊と一緒に出家したという思い上がりがあったのことであったかもしれないということも理解できる。

もっともチャンナの出家に関しては、『仏本行集経』（大正03 p.889下）は、

世尊の成道を聞いた輪頭檀王は、優陀夷国師之子と車匿の2人が幼少より共に遊んだ仲なのでこの2人を波羅奈国鹿野苑に派遣し帰国を促した。……2人は世尊の偈を聞いて出家を願い、世尊は出家を聴し受具戒を与えられた。

とし、*Mahāvastu* (vol. III p.091, Jones 訳 III p.093) も、

釈迦族の人々は、世尊が法輪を転じ王舎城に住しておられるということを知り、シュッドーダナ王に使者を送るよう要請し、出家の時同伴したチャンダカと幼なじみの司祭の子カーローダーインの2名が使者になった。……彼らは王舎城竹林園に世尊を訪ね、世尊の宗教生活に入りたいかとの問いに、そうしたい、と答えた。世尊は「善く来た、チャンダカとカーローダーインよ、如来の元で梵行に励め」と宣言されると、彼らから世俗の徴がすべて消え、三衣一鉢を具え髪を下ろした比丘の姿になった。

としている。これらは釈尊が成道後初めて故郷に帰られる決心をされたときに出家受具したとするのであって、6年の間一緒に苦行した比丘の中にチャンナの名はないのであるから、こちらの方を信頼すべきであろう。

ところでこのカールダーイ (*Kāḷudāyi*) は *Apadāna* (p.500) によれば、「釈尊と同じ日に生まれ、共に育ち、友人として信頼され、政治を熟知していた (*nitikovidā*)」とされている。しかし『十誦律』や『四分律』では、しばしば律の条文が定められる因縁となる悪比丘として登場する⁽²⁾。そういう意味ではチャンナとカールダーイは同じようなキャラクターづけがなされているわけであって、出家の時期には拘わらず、釈尊の少青年時代の友人であったことを笠に着た悪比丘の同類と認識されていたということになるであろう。

また、この梵壇に阿難が派遣されたのも、チャンナと阿難が同じ家系に係わる者であったからとすると理解しやすい⁽⁴⁾。なぜなら釈尊が、アッサジとプナッバスカという名のキターギリを住処にする悪比丘に駆出羯磨を課すために、舍利弗と目連を派遣されたのは、彼らが舍利弗と目連の共住弟子 (*saddhivihārin*) であったからとされており⁽³⁾、このような処分をするときには、何らかの関係のある者が派遣されたのではないかと考えられるからである。

このように考えると、コーサンビーの破僧もこのチャンナがからんでいたのではないかと想像させる。コーサンビーの破僧は釈尊がコーサンビーに滞在しておられ、しかも釈尊が仲裁に乗り出されたにも拘わらず、「放っておいて下さい、これは自分たちのことですから」

と拒絶できるのは、よほどの人物が介在していなければならないであろう。そして数々の悪行・不行跡もさりながら、釈尊が入滅に際して重罰に処せという遺言をなされたのは、まさしくチャンナを放っておくと癌になるということを考えられたからに違いない。

それはチャンナの不行跡は、大きく分けると次の二つに整理できることによっても納得されうる。すなわち一つは大きな精舎の建設にからむものであって、有主作房戒、覆屋過限戒、用虫水戒、過量牀足戒であり、もうひとつは不適切な言動によって他に迷惑をかけ、それらを指摘されても異論を唱え聞きいれないという悪性拒諫戒、異語惱他戒⁽⁵⁾、不受諫戒、拒勸学戒、毀毘尼戒であって、特にこの後者はまさしく破僧に関連するものであるからである。

- (1) チャンナ (Channa、闍陀、闍那、車匿) という名の比丘は複数名存している紛らわしい。Malalasekera は① A Wanderer、② A Thera、③ Gotama's charioteer and companion の 3 名を挙げ、赤沼辞典はこの 3 名の他に、釈尊出家時の御者を在家 (人) として 別項目を立てている。①は、AN.03-03-71 (vol. I p.215) 「その時遍歴行者チャンナ (paribbajaka) は舎衛城にて阿難所に詣り、貪瞋癡の断について質問する。」に依るもので比丘ではない。②は、MN144「チャンナ教誡経」(vol. III p.263) 「世尊は王舎城竹林精舎におられた。その時、舍利弗とマハーチュンダとチャンナが霊鷲山に住んでいた。チャンナが病気になるに舍利弗とマハーチュンダが見舞いに行くが、チャンナは病苦のため自殺をしたいという。舍利弗とマハーチュンダは諸法無我について問答し、自殺を止めるよう説得するが、彼らが還った後チャンナは刀を執って自殺する。これを世尊に報告すると、『チャンナ比丘は非難がない者として刀を執った』といわれた。」に依るもので、チャンナは死んでいる。同じ内容の、SN35-87、『雑阿含』1266 (大正 02 p.347 中) は、見舞うのは舍利弗と摩訶拘稀羅とする。これらから、律蔵の制戒因縁のチャンナは③のチャンナ即ち釈迦族出身の釈尊出家時の元御者とする。
- (2) 『十誦律』では「波羅夷 003」(大正 23 p.010 中)、「僧残 001」(大正 23 p.013 下)、「僧残 002」(大正 23 p.014 下)、「僧残 003」(大正 23 p.015 下)、「僧残 004」(大正 23 p.016 下)、「不定 001」(大正 23 p.028 中)、「波夜提 005」(大正 23 p.070 中)、「波夜提 017」(大正 23 p.078 下)、「波夜提 027」(大正 23 p.084 中)、「(比丘尼) 波夜提 104」(大正 23 p.324 下)、「僧残悔法」(大正 23 p.228 中)、「諍事法」(大正 23 p.251 上)、「雜法」(大正 23 p.274 中)、「雜法」(大正 23 p.274 中)、「雜法」(大正 23 p.277 下)、「雜法」(大正 23 p.285 中)、「雜法」(大正 23 p.296 中)、「雜法」(大正 23 p.295 上)、「雜法」(大正 23 p.296 上)、「(比丘尼) 波夜提 176」(大正 23 p.344 中) であり、『四分律』では「僧残 001」(大正 22 p.579 上)「僧残 002」(大正 22 p.580 中)、「僧残 003」(大正 22 p.581 中)、「僧残 004」(大正 22 p.582 上)、「不定 001」(大正 22 p.600 中)、「不定 001」(大正 22 p.601 上)、「単提 009」(大正 22 p.640 上)、「滅諍毘度」(大正 22 p.913 下)、「雜毘度」(大正 22 p.960 上)、「雜毘度」(大正 22 p.954 下) である。なお『パーリ律』でこのカールダーイに相当するのは Udāyi、『五分律』『僧祇律』では優陀夷、『根本有部律』では驛陀夷である。
- (3) 『薩婆多毘尼毘婆沙』(大正 23 p.543 上) はチャンナの出自を、「闍那者是佛異母弟、優填王妹兒。俱舍毘國是闍那所生處。白淨王安處宮室也。拘舍彌國安一宮室也。闍那母常在此中。有一妹亦適此國。以是因緣闍那多住此國」とする。チャンナがコーサンビーに強固な地盤を有し、傍若無人な行いをなした所以を、釈尊と異母弟であって、しかもウデーナ王の甥であったという縁故関係で説明しようとしたものであろう。p.521 下にも同じような記述がある。
- (4) Vinaya「羯磨毘度」(vol. II p.009)
- (5) 平川彰氏は「異語惱他戒」の解説で次のようにいう。「闍陀は釈尊の在俗時代の御者であった。そして仏陀の出家の時にも御者をつとめ、仏陀の出城を助けた。それによって仏の成道があるのであり、弟子たちの証悟も可能になったと闍陀は考えているのである。そのために彼は尊大にな

り、他の仏弟子を軽侮していた。したがって粗暴の行為が多く、とかく戒律を破り、衆僧の詰問を受けることが多かったのである」と。『二百五十戒の研究Ⅲ』p.179

[4-3] なお釈尊がこのような懸案を入滅に際する遺言のような形で解決されようとしたとするならば、そしてそれがコーサンビーの破僧事件と関連するとするならば、コーサンビーの破僧事件は、先に釈尊 63 歳の年から 72 歳までの 10 年間のいずれかの年と推定しておいたが、その早い時期ではなく、むしろ後の方のことであったのではないかと考えられる。すなわち釈尊の 72 歳よりも数年先と考えてよいであろう。

[5] ところでチャンナの不行跡を因縁として数多くの律の条文が制定されたが、律蔵の記述ではその時々には釈尊はコーサンビーにおられたことになっている。もちろんこれらがそのまま史実であるとは考えられないが、これら数多くの不行跡をチャンナが一時に行ったものとも考えられないから、もし文字通りにこれを理解するならば、釈尊はしばしばコーサンビーを訪問されたということになる。

しかしながらこれは単なる文章上の綾であって、律条の制定の因縁となった人物がいた場所と、釈尊が律条を制定された場所は、必ずしも一致する必要はなかったであろう。「モノグラフ」第 13 号に掲載した【論文 14】に書いたごとく、釈尊は雨安居に入るときと出るときに全国各地からやって来た比丘たちと会見されるのが習わしであって、その時仏弟子たちは全国で起きた不行跡の事実関係を報告して指示を仰いだであろうからである。このようにして制定されたのが律の条文であって、したがって当該の律の条文の制定の因縁になった人物とその所在は、必ずしもその時の釈尊の所在とは関係がないのであるが、しかし文章表現上は自然にそうだったということであろう。釈尊が律の条文を制定されるとき、多くの場合は阿難に事実関係を確認されるのが普通であって、これは今述べたようなことを象徴的に物語っているのではなかろうか。

このように考えれば、チャンナが因縁となって律の条文が制定されたその時々には、釈尊がコーサンビーに滞在されていたと考える必要はないわけである。